

第13号様式（第41条関係）

31調環ご発第1920001号

住所 埼玉県川口市上青木西一丁目18-21-801

氏名 株式会社 東武産興

代表取締役 五十幡 健

（法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号 048（257）4100

一般廃棄物収集運搬業許可証

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第54条第1項の規定により、  
下記のとおり許可する。

令和元年10月9日

調布市長 長友貴樹



記

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系可燃性一般廃棄物（生ごみ、紙くず）         |
| 2 事業の区分        | 収集及び運搬                       |
| 3 運搬先          | クリーンプラザふじみ                   |
| 4 作業場所         | 調布市内                         |
| 5 業者番号         | 第44号                         |
| 6 許可の有効期間      | 令和元年10月13日から<br>令和3年10月12日まで |

## 7 許可の条件

変更事項			
変更年月日及び文書番号	件名	変更内容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。